

京都市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例（平成26年6月11日京都市条例第11号）（建設局自転車政策推進室）

京都市出町駐車場について、利用者の利便性の向上を図るため、次のとおり、自動二輪車以外の自動車に係る昼間定期駐車券により自動車を駐車させることができる時間を延長することとしました。

改 正 前	改 正 後
午前6時30分から午後10時30分まで	午前4時30分から翌日の午前1時まで

この条例は、平成27年4月1日から施行することとしました。

京都市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年6月11日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 11 号

京都市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例

京都市道路附属物自動車駐車場条例の一部を次のように改正する。

別表第3京都市出町駐車場の項中「午前6時30分から午後10時30分まで」を「午前4時30分から翌日の午前1時まで」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(京都市建設局自転車政策推進室)